石綿含有調査の補助事業等の対象範囲について

神奈川県民間建築物吹付アスベスト等補助事業費補助金（建築安全課が実施）と建築物石綿含有建材調査者の派遣事業（環境課が実施）の対象範囲は、次のとおり。

１．建築基準法及び大気汚染防止法の県所管地域

(1) 対象の区域

逗子市、三浦市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市及び綾瀬市並びに町村の区域

(2) 含有調査対象の建材

ア　吹付け石綿（吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライト（ひる石））

【対象範囲】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 延べ床面積 | 対象  建築物注) | 建築年月日 | | |
| 平成元年以前 | 平成元年～平成７年 | 平成７年以降 |
| 1,000m2以上 | ①  ② | ― | ― | ― |
| 300m2以上  1,000m2未満 | ① | 建築安全課 | 環境課 |
| ② | 環境課 |
| 300m2未満 | ①  ② | 環境課 | 環境課 |

注）①②の対象建築物は次のとおり（以下同様）

①　不特定多数の方が利用する次のいずれかの建築物及びエレベーターがある建築物（エレベーターの昇降路及び機械室の部分に限る）

・集会場その他の建築基準法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途

　　　　　　　・ホテル及び旅館

　　　　　　　・飲食店、物販店舗その他の建築基準法別表第一（い）欄（四）項に掲げる用途

※エレベーターがある建築物（昇降路及び機械室の部分に限る）において、平成元年以前に建築されている場合、全ての延べ床面積で建築安全課の対象範囲

　　　　　②　①以外であり、次の条件を全て満たす建築物

　　　　　　　・防火・準防火地域内であること又は大気汚染防止法のばい煙発生施設が設置され

ていること

・木造の建築物でないこと

　　　　　　　・一戸建て住宅でないこと

イ　石綿を含有する断熱材・耐火被覆材

【対象範囲】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 延べ床面積 | 対象  建築物 | 建築年月日 | | |
| 平成元年以前 | 平成元年～平成７年 | 平成７年以降 |
| 1,000m2以上 | ①  ② | ― | ― | ― |
| 300m2以上  1,000m2未満 | ①  ② | 環境課 | 環境課 |
| 300m2未満 | ①  ② | 環境課 | 環境課 |

２．「１．」を除く大気汚染防止法の県所管地域

(1) 対象の区域

鎌倉市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市及び大和市の区域

(2) 含有調査対象の建材

ア　吹付け石綿（吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライト（ひる石））

【対象範囲】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 延べ床面積 | 対象  建築物 | 建築年月日 | | |
| 平成元年以前 | 平成元年～平成７年 | 平成７年以降 |
| 1,000m2以上 | ①  ② | ― | ― | ― |
| 300m2以上  1,000m2未満 | ① | ― | 環境課 |
| ② | 環境課 |
| 300m2未満 | ①  ② | 環境課 | 環境課 |

イ　石綿を含有する断熱材・耐火被覆材

【対象範囲】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 延べ床面積 | 対象  建築物 | 建築年月日 | | |
| 平成元年以前 | 平成元年～平成７年 | 平成７年以降 |
| 1,000m2以上 | ①  ② | ― | ― | ― |
| 300m2以上  1,000m2未満 | ①  ② | 環境課 | 環境課 |
| 300m2未満 | ①  ② | 環境課 | 環境課 |

３．「１．」及び「２．」を除く地域

(1) 対象の区域

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市の区域

(2) 含有調査対象の建材

各市において補助事業等を実施している場合がありますので、各市にお問合せください。